

神戸市建設局共同研究等実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市建設局が保有する技術知識及び道路・公園等の施設（下水道施設を除く）等に関し、公的機関（国又は神戸市等の出資により設立された機関を含む）、大学等教育機関及び民間企業等外部機関が保有する先端技術や情報等を活用し、神戸市の行政課題・目的に合致する新規性に富んだ技術開発等を目的とした研究（以下「共同研究等」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（共同研究等の分類）

第2条 共同研究等の分類は次の各号に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる第1号から第3号を総称して、「共同研究」という。

（1） 「公募共同研究」とは、神戸市が研究課題を設定したのち、共同研究者を公募して行う研究をいう。

（2） 「一般共同研究」とは、神戸市と共同研究の申請者が研究課題を設定して行う研究であり、次項に掲げる簡易共同研究に該当しないものをいう。

（3） 「簡易共同研究」とは、神戸市と共同研究の申請者が研究課題を設定して行う研究のうち、次に掲げるものをいう。

ア 神戸市建設局の所管する道路・公園等の施設のうち特定の施設に固有の課題を解決するために行う研究であり、実施にあたり施設の軽微な改造や計測器等小規模な設備の設置を伴うもの

イ 実施にあたり設備の改造や計測機器の設置を伴わず、建設局の所管する施設の維持管理等に係るデータ等の提供を行うもの

（4） 「フィールド提供型研究」とは、共同研究の申請者が設定した研究課題に対してフィールド提供を行う研究をいう。ただし、フィールド提供型研究を実施できるのは、公的機関、大学等教育機関、地元企業等（本支店・営業所が神戸市内に所在する企業）及びこれらと共同研究体を構成する民間企業等外部機関とする。

（5） 「委託研究」とは、国等が公募する委託研究や実証事業等に、神戸市と共同研究者が協力して応募し、行う研究をいう。

（共同研究等の実施要件）

第3条 共同研究等は、次に掲げる要件すべてを満たすものに限り実施することができる。

（1） 研究課題が神戸市建設局の行政目的に合致したものであること。

（2） 共同研究等として実施することが合理的かつ効果的なものであること。

と。

(4) 共同研究等を実施することにより、神戸市の業務に支障を及ぼさないように配慮されていること。

(共同研究者の要件)

第4条 共同研究者は、共同研究等の実施に十分な技術的能力及び経済的基盤を有するものでなければならない。

(共同研究等審査会)

第5条 研究課題、内容、実施の可否及び成果等を審査するために、共同研究等審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、審査会の設置及び運営等に関する要領は、別に定める。

2 審査会は、原則非公開とする。

(共同研究の申請)

第6条 公募共同研究又は一般共同研究若しくは簡易共同研究の申請者は、共同研究申請書（別記様式1-1）及び次に掲げる内容を記載した共同研究提案書（A4用紙5枚以内とする。）を神戸市に提出しなければならない。

(1) 研究の課題名

(2) 研究の目的

(3) 研究の目標（可能な限り具体的な数値とする。）

(4) 研究の実施場所

(5) 研究計画

(6) 研究体制

(7) 研究の費用分担

(8) 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等

(9) 共同研究に関する研究実績及び特許権等の取得状況

(10) 会社概要

(共同研究の審査)

第7条 前条に規定する共同研究の申請があったときは、審査会は、当該共同研究における提案内容の審査基準（別表）への適合性について審査する。

2 前項に規定する審査において、審査基準に十分適合していると判断された場合、公募研究の共同研究者の選定又は一般共同研究若しくは簡易共同研究の実施を承認する。

3 神戸市は、申請者に対し、第1項の規定に基づく審査の結果を審査結果通知書（別記様式2）にて通知する。

(共同研究の契約)

第8条 前条第2項の規定に基づき共同研究の実施を認められた共同研究者は、共同研究の内容及び研究成果の取扱い等について、共同研究標準契約

書（別記様式３）により、神戸市と協議する。

2 前項の協議が成立したときは、共同研究契約を締結する。

（共同研究契約の変更）

第 9 条 共同研究の計画又は内容等を変更する場合、神戸市と共同研究者が協議のうえ、当該共同研究に関する契約を変更することができる。ただし、契約書の内容を大幅に変える場合は、審査会の承認を得なければならない。

（フィールド提供型研究の申請）

第 10 条 フィールド提供型研究の申請者は、フィールド提供型研究申請書（別記様式１－２）及び次に掲げる内容を記載した研究実施計画書（A４用紙５枚以内とする。）を神戸市に提出しなければならない。ただし、申請者に公平に研究の機会を与えるため、フィールド提供型研究を実施している民間企業（公的機関及び大学等教育機関との共同研究体として参加しているときを含む）は、当該フィールド提供型研究の期間中に新たなフィールド提供型研究を提案することができない。

（１） 研究の課題名

（２） 研究の目的

（３） 研究の実施場所

（４） 研究計画

（５） 研究体制

（６） 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等

（７） 会社概要

（フィールド提供型研究の審査）

第 11 条 前条に規定するフィールド提供の申請があったときは、審査会は、研究者から提出された資料をもとに当該研究に対するフィールド提供の可否について審査する。

2 審査会は、フィールド提供型研究における提案内容の審査基準（別表）への適合性を審査し、審査基準に十分適合していると判断された場合、フィールド提供型研究の実施を承認する。

3 神戸市は、申請者に対し、第１項の規定に基づく審査の結果を審査結果通知書（別記様式２）にて通知する。

（フィールド提供に関する覚書の締結）

第 12 条 前条第２項の規定に基づき、フィールド提供型研究の実施を承認された共同研究者は、フィールド提供に関する事項等について、フィールド提供に関する覚書（別記様式４）により、神戸市と協議する。

2 前項の協議が成立したときは、フィールド提供に関する覚書を締結する。

（フィールド提供に関する覚書の変更）

第 13 条 フィールド提供に関する事項等を変更する場合、神戸市と共同研究者が協議のうえ、当該フィールド提供に関する覚書を変更することができる。ただし、覚書の内容を大幅に変更する場合は、審査会の承認を得なければならない。

（研究期間の延長）

第 14 条 共同研究等の研究期間の延長は、次に掲げる要件に該当する場合、行うことができる。

（１） 共同研究者（共同研究体であるときは、当該共同研究等を代表する共同研究者）に変更がないもの

（２） 第 6 条第 1 項に掲げる各号（ただし、第 5 号及び第 6 号を除く。）又は第 10 条第 1 項に掲げる各号（ただし、第 4 号及び第 5 号を除く。）に原則変更がないもの

2 前項に規定する共同研究等の延長を行おうとする者は、共同研究等申請書（別記様式 1－1（フィールド提供型研究のときは別記様式 1－2））及び次に掲げる内容を記載した共同研究提案書（フィールド提供型研究のときは研究実施計画書）（A 4 用紙 3 枚以内とする。）を神戸市に提出しなければならない。

（１） 共同研究等の延長理由

（２） 研究計画

（３） 研究体制（変更があったときのみ）

3 第 1 項に規定する共同研究等の延長に係る審査は、当該共同研究等の開始に係る審査と同様に行う。

（共同研究等の中止）

第 15 条 天災その他やむを得ない理由により、共同研究等を継続することが困難となったときは、神戸市と共同研究者の協議のうえ、当該共同研究等を中止することができる。

2 前項に規定する共同研究等の中止によりに共同研究者が被った損害について、神戸市は責任を負わない。

（共同研究等の成果の報告）

第 16 条 共同研究者は、共同研究等の結果得られた成果について報告書を作成し、神戸市に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の内容について、共同研究者は、神戸市が求めたときは、報告会を開催又は神戸市が開催する報告会において報告しなければならない。

3 共同研究を実施している共同研究者は、第 1 項に規定する報告書を提出するとき（中間報告の場合を除く）は、共同研究自己評価申告書（別記様

式 5) を提出しなければならない。

- 4 研究期間が 1 年以上の共同研究等における中間報告は、必要に応じて第 1 項及び第 2 項と同様に行う。

(共同研究の成果の評価)

第 17 条 審査会は、共同研究の結果得られた成果が報告されたときは、成果に対する評価を行う。

- 2 前項に規定する評価は、共同研究の成果及び前条第 3 項に規定する共同研究自己評価申告書の内容を勘案して行い、評価内容は、当該共同研究技術の神戸市建設局事業に対する適用性とする。

- 3 神戸市は、共同研究者に対し第 1 項に規定する評価結果を評価結果通知書(別記様式 6)にて通知する。

(共同研究等の成果及び評価の公表)

第 18 条 共同研究の結果得られた成果及び前条に規定する共同研究の評価は、神戸市及び共同研究者が共有するものとし、神戸市及び共同研究者以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。ただし、研究成果及び評価の公表に関して別の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 フィールド提供型研究の結果得られた成果を神戸市及び共同研究者以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、神戸市と特定できないデータとして扱わなければならない。ただし、研究成果の公表に関して別の定めをしたときは、この限りでない。

(共同研究により取得した発明及び考案に係る権利の取扱い)

第 19 条 神戸市及び共同研究者は、共同研究の実施により発明等を得たことが明らかになったときは、当該発明等に係る知的財産権の持分等について協議するものとする。

(委託研究へ応募するときの手続)

第 20 条 委託研究への応募を提案する申請者(申請者が共同研究体であるときは、共同研究体の代表者とする。)は、委託研究応募提案書(別記様式 1-3)及び次の各号に掲げる内容を記載した応募提案書(A 4 用紙 5 枚以内とする。)を神戸市に提出しなければならない。

- (1) 研究の名称
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の実施場所
- (4) 研究計画
- (5) 研究体制
- (6) 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等

(7) 会社概要

(委託研究の審査)

第 21 条 審査会は、申請者から提出された資料をもとに神戸市の委託研究への応募の可否について審査する。

2 神戸市は、申請者に対し前項に規定する審査の結果を審査結果通知書（別記様式 2）にて通知する。

(委託研究の契約)

第 22 条 前条に規定する審査において委託研究への応募が可とされときは、神戸市と共同研究者が協力して委託研究へ応募することができる。

2 国等の委託研究に採択されたときは、国等により定められた手順に従って委託研究契約等の手続を行うものとする。

3 前項の手続きにおいて、神戸市が直接当該研究の契約締結者とならない場合は、第 8 条に準じて共同研究者と神戸市が当該研究の実施に必要な契約を締結する。

(委託研究の成果の報告)

第 23 条 共同研究者は、委託研究の結果得られた成果について報告書を作成し、神戸市に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の内容について、共同研究者は、神戸市が求めたときは、報告会を開催又は神戸市が開催する報告会において報告しなければならない。

3 研究期間が 1 年以上の委託研究における中間報告についても、前 2 項と同様に行う。

(共同研究等実施状況の公表)

第 24 条 神戸市は、次の各号に定める事項を公表する。

(1) 共同研究等を開始した場合

研究名称、共同研究者名、実施場所、申請日及び開始年月日

(2) 共同研究等が完了した場合

前号に掲げる事項のほか、研究完了年月日

(適用除外)

第 25 条 共同研究者が、国、地方公共団体、公益法人、大学等教育機関であり、研究実施者における共同研究などに関する内部規定を定めており、それが本要綱と矛盾・抵触する場合は、本要綱の規定にかかわらず神戸市と共同研究者で協議の上定める。

(雑則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表：共同研究等の審査基準（第 7 条、第 11 条関係）

実施要件	審査基準	
	共同研究	フィールド提供
(1) 研究課題が神戸市建設局の行政目的に合致したものであること。	技術の全部又は一部に、市への適用性について評価する必要がある技術を含む研究である。	神戸市の道路・公園の適正な管理技術の開発に寄与する研究である。
(2) 共同研究等として実施することが合理的かつ効果的なものであること。	適切な費用及び役割分担がされた研究である。	共同研究者の利益となり、原則として市の費用負担がない研究である。
(3) 共同研究等を実施することにより、神戸市の業務に支障を及ぼさないよう配慮されていること。	関係法令を遵守し、市の道路・公園等の管理業務への影響等に配慮した研究である。	

年 月 日

神戸市建設局長 宛

申請者名

代表者名

住 所

共同研究申請書

神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき、〔一般・公募・簡易〕共同研究に応募したいので、下記のとおり申請します。

1. 共同研究の課題名（☐研究期間の延長）

2. 共同研究提案書（別添）

3. 担当者及び連絡先

年 月 日

神戸市建設局長 宛

申請者名

代表者名

住 所

フィールド提供型研究申請書

神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき、フィールド提供型研究に応募
したいので、下記のとおり申請します。

1. 研究の課題名（☐ 研究期間の延長）

2. 研究実施計画書（別添）

3. 担当者及び連絡先

年 月 日

神戸市建設局長 宛

申請者名

代表者名

住 所

委託研究応募提案書

神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき、国等が公募する委託研究への応募を提案したいので、下記のとおり申請します。

1. 研究の課題名

2. 研究実施計画書（別添）

3. 担当者及び連絡先